

兵庫県公報

平成23年12月5日 月曜日 第5号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	1
病院局管理規程	
○ 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	1

企業庁管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成23年12月5日

兵庫県公営企業管理者 岡田 泰介

兵庫県企業庁管理規程第7号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。
附則第29項を次のように改める。

（平成23年6月及び12月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例）

29 平成23年6月及び12月に支給する期末手当及び勤勉手当に係る附則第14項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「附則第29項の表」とする。

別表第6の加算割合が100分の20である職員	100分の12
別表第6の加算割合が100分の15である職員	100分の9.4
別表第6の加算割合が100分の10である職員	100分の7.8
別表第6の加算割合が100分の5である職員	企業職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの 100分の5
	企業職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び企業職給料表(2)の適用を受ける職員で209号給以上の給料月額を受けるもの 100分の4.8
	企業職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの並びに企業職給料表(2)の適用を受ける職員で208号給以下の給料月額を受けるもの及び再任用職員 100分の4.4

附則

この管理規程は、公布の日から施行し、改正後の企業職員の給与に関する規程附則第29項の規定は、平成23年6月1日から適用する。

病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成23年12月5日

兵庫県病院事業管理者 前田 盛

兵庫県病院局管理規程第17号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。
附則第35項を次のように改める。

（平成23年 6 月及び12月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例）

35 平成23年 6 月及び12月に支給する期末手当及び勤勉手当に係る附則第22項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「附則第35項の表」とする。

100分の20	100分の12
100分の15	100分の9.4
100分の10	100分の7.8
100分の 5	行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級であるもの並びに看護職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級及び 5 級であるもの 100分の 5
	行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるもの 100分の 4.8
	行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級であるもの及び看護職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級であるもの 100分の 4.4

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、改正後の病院事業職員の給与に関する規程附則第35項の規定は、平成23年 6 月 1 日から適用する。